

第六篇 天変地異村禍及年表

一 天変地異村禍

(イ) 飢 饉

古来凶歳屢到り、遠きは天平宝字七年(一、四二三年)四月阿波飢えたれば之を賑給す。同八年夏阿波飢えたれば之を賑給すと、地方發達史阿波国司の条にある如く、飢饉襲来多かりしが、就中天明・天保の大飢饉は今尚人口に膾炙して慄然たるものあり、其大原因たる氣候の不順を摘記すれば、天和二年(二、三四二年)三月に大飢饉あり、六年の後貞享四年九月風雨の害を受け穀物衰らざりしが、以後太平打続き三十五年目の享保六年(二、三八一年)八月風雨、同七年六月より八月まで屢大雨洪水ありて県下にも家を漂すこと四百三十余戸、同九年夏大旱、同十年大旱、同十四年九月十四日暴風雨、翌十五年霖潦、翌十六年八月風雨、同十七年大蝗害にて大飢饉、次ぎに六年目の元文三年(一、三八九年)六月洪水、八月又水潦(大水)後八年にして延享三年八月風雨、後十年目、宝曆六年(二、四一六年)七月洪水、八年目に明和元年(二、四二四年)四月洪水麦枯、六月暴雨、八月霖雨水潦、同三年より八月に至るまで大旱、同四年夏秋大旱、同七年五月より七月まで大旱、安永元年(二、四三二年)夏大水、秋風雨、同三年夏秋大水、之より天明、寛政まで年として水旱の害なきはなし。斯くて文化十三年(二、四七六年)秋風雨洪水、文政六年(二、四八三年)夏旱、秋洪水、同十一年八月風雨、天保に入りては屢凶作あり。

以上の凶年に於て大飢饉を見るに凡五十年を一期として周期的に襲来せるものゝ如し。即ち天和三年の大飢饉後五十年にして享保十七年の大飢饉あり、其後五十年にして天明二年の凶年あり、続いて同七年の大飢饉となり、其後五十年にして有名なる天保の大飢饉襲来せり。

天保の飢饉 我阿波国天保七申年夏秋大雨打続き禾穀衰らす、日本全国を通じて四分二厘作と称する稀有の大凶作にて、米麦相場漸騰し、翌八年三月中頃より米一石八十匁なりしもの二百匁を越し、麦価百七十八匁となり、夏に至りて米は三百匁、赤麦二百二十匁、小麦百八十匁、粟百七十匁、稗八十匁、蜀黍百八十匁、稷百七十匁、蕎麦百八十匁、干菜十匁二十五匁、樗の実七十匁、黄大豆百八十匁、小豆三百二十匁、苳豆三百五十匁、豌豆百八十匁なりとあり。斯く物価高く霖雨打続き、藩は救助麦或は銀札を出して救助に努めたり。

天保八年春救助銀文書

左之通指出候者相都候帳面遂披見候随而急々取都困窮人共へ渡方無油断可遂了簡候夫々相渡候得バ例毎之通受取印形為仕可指出候以上

二月二十八日三間勝蔵三好郡中与頭庄屋共方へ

備考 銀札三貫二百匁東西井内谷八百八人分、三好郡全体への銀札二十四貫九百七十匁二分五厘なり、但し此分先達而御手当願出候に付申付候方へ可相渡候

斯く物価未曾有の高値なるに、我村は尚右以上に高値にて富者は食糧品を蓄積し居るも、貧者は常食たる蕎麦、イモ、稗の粉も口に入らず、曼珠沙華の根、烏仏の根、樗の実、稷の葉、葛の根、甘藷の蔓などを粉にはたき食し、之れも食ひ尽し、松の皮の粉まで食せし惨状にて飢饉に死する者十人以上を出せしと、天保七年生れの平、近藤谷蔵翁の直話なり。

此年秋諸国は豊作の結果、宍阪の米価暴落し平年の如くなりしかば、本県の飢饉も幾分緩和されたり。然るに翌九年も亦飢饉にて飢饉尻の飢饉なれば其惨状も亦甚だしかりき、翌十年は夏秋豊作にて世立直り、人皆安堵の思ひをなせり。

其後約五十年を経て明治十七年(二、五四四年)八月二十六日暴風雨ありて我村の主産物たる煙草作大被害を受け品質を損し、本葉一荷(十貫五百六十匁即三九疋五五〇)壹円五十銭(前年四円九十銭)二番葉の如き一荷二十五銭に大暴落を来たし、金利一ヶ月二分五厘というべら棒の高利となり、加うるに米麦価高騰し、米一石六円、麦五円となり、翌十八年春貧民は米麦を求むる資に窮し曼珠沙華の球根を餅とし、コビの根を掘り搗きて水に晒し澱粉を探り食するに至れり。茲を以て村当局は扶助米を募集し、村役場より切符を出し困窮者をして奇特者(無代供出者)の家につき受取らしめ、飢饉を救助せり。此当時は極度のデフレーションにて幸ひに主食物は稍補ひを足す量を有せしなり。

次ぎは昭和二十一年(二、六〇六年)の大飢饉なり。

昭和十二年七月七日支那事変勃発以來物資漸次窮屈となり、昭和十五年七月以後米は切符制となり、同十六年一月以後食糧地域別自給主義を採り、漸次配給制嚴重となり、昭和二十年五月一日より米麦の配給量一人一日二合三夕なりしを變更し、一才より二才までは八夕、三才より五才までは一合二夕、六才より十才まで一合八夕、十一才より十五才まで二合五夕、十六才より六十才まで二合三夕、六十才以上二合二夕となり、尚又十一月よりは各一割減となりたり。

昭和二十年著者歳末所感、多事多端なりし、昭和二十年は歴史始まつて未だ嘗てなき敗戦の汚辱をもつて送らんとす、頼みれば昭和十六年(二、六〇一年)十二月八日に開始された、大東亜戦は三年有半を戦ひ、沖繩決戦、広島・

長崎両市の原子爆弾による空襲ソ聯の参戦と相次ぐ不利の条件の急速調に八月十五日終戦の大詔渙発となり、ミゾリ一艦上に於ける無条件降伏の調印となり、尚又九月十七日暴風雨、十月八日洪水にて稲作、甘藷の大被害を受け、七月四日徳島市の焼夷弾空襲に因り全焼せられ、只さへ妙き物資は木葉微塵となり、連続せる災害は生活に一大脅威を与え、加うるに大都会よりする悪風は浸潤し、規律は紊れ道義は地を払ひ、飢饉に脅え栄養失調を怖る、各自利己に馳せ同胞相争ひ、物心共に荒怠せる惨状を呈し、收拾すべからざる混沌たる様相を現出す。今其世相の一端を述べれば、本年の米穀予想高四千二百六十六万石(実収高三千九百六十六万石)にて本年の食糧難を見越して米一俵(四斗入)一千七百円の闇相場にて売買し、生甘藷一貫目十円乃至二十円、白切干一貫目三十円乃至五十円、小麦裸麦一斗百五十円乃至二百円、干柿一個一円乃至二円、蜜柑一貫目十円乃至二十円という殺人的相場となり、其外薪一貫目一円、炭一俵(十五疋入)三十円、加うるに十一月以來多大の財産税及戦時財産増加税を徴収すると政府の方針に脅え預金を引出し物に換ふるの傾向を馴致し、悪性「インフレ」に拍車をかけ、十二月二十七日現在日本銀行券五百十億九千百万円という数字を示し、いやが上にも物価の奔騰を煽り、牛一頭一万円を唱ふるに至る。而して十一月以來生鮮魚、野菜、果物の公定価格解除以來鯛一尾二百円、大根葉付一貫目五円といふ相場となり、農用牛の密殺(屠牛場以外に無許可にて殺戮するをいふ)盛に行はれ、野荒し窃盜強盜横行し、警察の威令行はれず、国民不安に脅かされ仕事も手に付かず、尚又復員軍人、徴用解除者、戦災罹災者手を拱き座食し、国民拳つて虚脱状態の忌はしき世相を現出するに至る。斯くして石炭は不足して運輸の道を鎖ざし、従て戦災者住宅用の木材出廻らず、薪炭山に集積して需用の道を塞ぎ、飢に泣き寒に互る惨状を呈す。(昭和二十年十二月三十一日記す)

(口) 強 訴

享和三亥年（二、四六三年）六月十一日井内谷百姓強訴を企て、辻町与頭庄屋古郷久右衛門説得して差止む。

（八）百姓一揆

天保十三年寅年正月七日井内谷百姓四百人党を組み鉄砲、斧、柄鎌を携へ、笠笠を着、草鞋脚絆に身を堅め、鐘、太鼓、法螺貝を鳴らし、流れ堂の上米の丘へ押し出し山下（里分）に迫らんとする処を吹名五人組徳太郎利書を説きて制止し、一統帰服退散せり、此一揆に主謀者と認められ野住忠左衛門、下影重蔵、大森甚平、平利助四名、美馬・三好両郡追放に処せられ、徳太郎は藩主より賞を賜りたり。事の起りは凶年打続き百姓困難の折柄苛税請求に堪えず其極暴力に訴えて目的を達せんとするものにして、始め天保十二年十一月四日夕より同十一日夜までに山城谷百姓六百三十一人、伊予今治領に越境、今治領役人の同情を得て山城村民の正当の願意を採用する事及騒擾せる村民を特免し、一人の犯罪者を出さざる事を条件として越境村民の引渡を受け、村民の成功裡に落着せり。伊予越境は落着せるも之を動機として予て組税加重運上繁鎖に苦み、煙草の取究に難渋し、煙草惣才判の与頭庄屋佐野村唐津喜四郎（実は与頭助役）西山村川人政左工門、賀茂村川原五郎右工門、足代村秋田倉農介、曾江山尾方徳十郎、郡里村曾我部道右工門を悪める百姓等各所に一揆を起し、藩をして改革を凶らしめんとせり。正月四日朝山城谷村民山分より里分に押し出せしに郷士大野薫八等に説服せられ、相鎮りたるも六日夜五ツ頃加茂山百姓重松、鹿次、桑内百姓六次郎先き手となり新田明神に勢揃し、人数五百人鍛冶屋敷口に押し出しし処へ井口長左衛門父子其外村役人数人相押入り割中聞かせども聞き入れず、西庄村へ押し出し中庄・加茂・三村の家々を誘ひ人数二千余り松明を持ち、手斧、鎌、鋸等を携へ鐘、太鼓を鳴らし加茂村に來り、佐藤惣平外三十軒の者に、たき出しを命じ与頭庄屋川原五郎右工門方へ押し懸け、同夜八ツ半頃より夜半頃までに居宅、土蔵、納屋等打潰し、夫れより道中家々を駈り立て、辻与頭庄屋助役馬場郁太

郎方へ押行き、酒槽の輪を切り放ち家具、柱等を打ち毀ち吉野川道へ行きかけしに、夜明けとなりたり。斯る所へ那代三間勝蔵、池田五人衆（井口・馬宮・長浜・谷・武川）、山城三人衆（大野・大西・寺野）を始め、其他諸役人等八百五十人計りの手勢にて鎮撫に努めしも激昂せる農民は聞き入れず、是非足代村秋田倉農介目掛けて押行かんと事故、役人衆船を残らず川向ひ又は上流下流に乗り廻し、渡船を阻止せしが一揆の人々却て狂暴し、辻町の家を打ち潰し後組みて渡るべしとひしめきければ役人衆も終に船を南へ乗り付け川を渡らしめしに、昼間・足代両村をかり立て其数三千余人、昼九つ時より此地の与頭庄屋秋田倉農介居宅・土蔵・納屋等前同様取潰したり（秋田には家財道具取片付け、あき家同様にしてありしと）斯くて一同八幡神社に休足の折柄、役人衆別而三間勝蔵百姓「願之趣聞取申ス」の諭示にて納得し各解散せり。後重松、鹿次、六次郎は死刑の申渡しを受けしが牢死し、徳島佐古三味原に埋めありしを各死骸ぬすみ取り、自家の墓に葬れりと。

右騒擾より近郷の百姓漸く動揺し、七日前記井内の一揆に続き、七日の夜漆川の百姓大利村を語ひ川人、唐津両所目当に押行く所役人出張取鎮め相治り、翌八日東山村柳沢百姓起り役人出張相諺めたり。又々九日早朝太刀野山百姓数百人かり立て押出す所、高木真蔵出張取押う。其他美馬郡重清・郡里・北山・毛田山・半田山・岩倉山等多少動揺ありたり。

（二）彗星

嘉永六丑年（二、五一三年）七月十七日より同二十三日まで日暮の頃西戌（西西北）の方向に彗星現はれ、越えて翌七年三月八日より十日まで彗星乾（西北）の方に現はる。形状も時刻も前年と同一なり。

安政四年八月十日頃より毎日夕五つ（八時——九時）時分より彗星出で五十間の尾を曳く、四つ時（十時——十一

時)西へ入る。

ハレー彗星 明治四十三年(二、五七〇年)五月十三日午前三時三十分東南方より銀河まで尾を曳き、雄大なり、人皆恐怖す。無軌道なるが故に地球と衝突するやも計られずとの説ありしを以てなり。

同年五月十八日午前三時二十分前の位置に見ゆ、同年五月二十三日西方に見ゆ。

(木) 安政の大地震

嘉永七年即安政元年(二、五一四年)(十一月十七日安政と御改元)(明治以前は改元の年を元年として正月元日に遡り其年を元年とす)六月十四日丑の上刻(午後二時頃)三度、翌十五日四度地震あり。(伊勢四日市、越前の武生の線が中心なりし故、同地は被害甚大なりしも、阿波国は其余波なりしを以て被害なし)

十一月四日巳の上刻(辰の下刻とも云ふ)(午前十時過ぎ)俄かに大地鳴動し大地震あり。五日の七つ時(四時―五時)可なり揺り出し、其晩五つ半(午後九時)前代未聞の大地震あり、人々戸外へ走り出て注意深き人は火の片付けをするものもあり、二三分間に止みたり、夕方更に大地震となり、家は揺ぎ、寺の鐘はシュモクに突き当り自然に鳴り出し、小便溜りは庭に溢れ、御神酒徳利は神棚より落ち、樹木は地を払ひ、鳥も空飛ぶ事出来ずと云ふ有様に、上方に山を負う家は石の転落を怖れ、山上に逃げ上り、或は竹藪に難を避けたりとは天保十四年生れの予の父が直話なり。

十一月十五日大雨盆を覆すが如く地鳴りあり。十二月十二日巳の刻(午前六時)強震あり、十四日大雨子の刻(午前一時)大地震にて雨の中を外に出るものあり、間もなく地震止む。冬に入りて屢大雪降る、其中にも矢張り揺り続く、十二月三十日朝五つ頃辰の刻(午前五時)大地震となり人々戸外に飛び出す。

安政二年(二、五一五年)正月にも四・五日の間は可なりの地震四・五度あり、二月少々宛日々地鳴りあり、三月より五月までも一ヶ月十度位、六月四、五度、七月少々、八・九月に四、五度にして止みしなり。因に記す昨年十一月五日の地震を安政の大地震と云ふ、幸に我村には人畜の被害なかりしなり。

此地震より辻と井内谷の境なる小松谷より南西十八・九間の所の米の尾峠に烈け目を生じ、水を噴き出し始めしなり。

此年の作柄を書き置けるものを見るに、阿波一般の夏作八分、稲作十分、大豆七分、綿作十分、藍作九分とあり。地震の砌の諸物価相場御国米五百十匁、麦八十八匁、酒二匁二分、綿小売三十七匁、金七十匁、錢百匁とあり、記して参考とす。

安政元年十一月八日藩は令して去る五日の大地震を奇貨として商人の暴利を貪ぼるを禁じ、罹災者に諸物品を高価に売り、或は修理職工日傭人等賃錢に過分の増額をなすなからしめ、犯す者は嚴重に処分すべく、且つ村役人に対しては監視を怠らぬ様厳達せり。

(へ) ゑじやないかの踊

徳川慶喜政権を奉還し、明治維新成らんとする慶応三年十月、京都・大阪・伏見等にエジヤナイカの踊り流行し始め、漸次地方に伝播し、天下を風靡せり。阿波国には十二月撫養に移り来り漸く田舎に拡がり、狂態を演ぜしなり。

我が井内谷村へは十二月二十五日始めて入り来れり、其状態を略記すれば男も女も元結を切り投げ髪となり、御幣を持ち、晴れ衣を着て各家残らず次から次ぎへ誘ひ出し、土足の儘座敷に上りエジヤナイカと踊り狂ふ。空腹になれば飯を呉れてもエジヤナイカと云へば、家の者もヤツテもエジヤナイカと云ひ共に踊りの群に入り、次ぎと踊

りあるき、某の家へは天から御守りが下り、某の家へは大黒天が降りるとて騒ぎ廻り、正気の沙汰とは思はれざる中にも、不思議に若い男女のエロ気分發展は毫もなかりしと。

此踊りはいづこも同様にて、御蔭参りと称へて男女老若の区別なく手に弊を持ちエシヤナイカを唱へ、各地の神社仏閣を参詣する者多く、讃岐の金刀比羅宮、阿波の箸蔵寺或は伊勢参宮を企てる者ありしが、伊勢参宮の上方は踊りはその昔に済み、鳥羽・伏見の戦ひで行けぬとの事にて、十個所参りをして帰る者もありたり。此踊りも我村にては十二月二十五日より正月十二日まで続きて止みたり。為めに節季の取引出来ず正月の末に至りて取引が行はれしとなり。

(ト) 天変地異村禍

明治十七年(二、五四四年)八月二十六日(陰曆七月五日)暴風雨流家七十九戸、倒家二十戸なりしも、人畜には被害なし。然れども諸物価急に惨落し、煙草二番の如き一荷(十貫五百六十匁即三九疋五五〇)二十五銭、金利一ヶ月二分五厘となり、金融逼迫せり(飢饉明治十七年参照)

此時西福寺倒壊、三庄村西ノ庄鍛冶屋敷に移転せり。(宗教の項参照)

明治十八年五月降雨打続き大洪水を起し、吹清水堂崩壊し、谷べりの村道埋没或は流失し通行杜絶す、之れより道を山の中腹に通じたり。此年赤痢大流行し、県より防疫官警官医師を派遣滞在防疫に従事す。

明治十九年早魃にて七月二十九日より三日間総雨乞、八月三日雨鳥神社に千挺明松を為す、同年九月十一日暴風雨倒家四軒あり。

明治二十年(二、五四七年)十月七日末家山林凡六町歩崩壊し、地上の杉其他の樹木横倒れの儘井内谷に流れ出で

為に谷水を堰き、田地に溢れ人家に浸入す、村吏及有志排水に努む、暫くにして堰切れ泥水一時に流出し事なきを得たり。

明治二十年八月十九日旧七月朔日曇日食皆既食登猶月夜の如し。

明治二十二年(二、五四九年)八月十九日暴風豪雨二十四時間小止なし、避病舎破損赤痢患者二十七名地福寺納屋に避難す。斯る大水は四十余年來の事なりしと、是れ分割に依り山林濫伐の結果なり。

明治二十二年八月赤痢大流行、患者八十余名、死者二十余名を出す。

明治二十四年(二、五五一年)九月十四日暴風雨中津福成寺御堂新築中に倒壊す。

明治二十六年(二、五五三年)早魃、六月二十三日以來降雨なく、七月二十六日より三日間総雨乞をなす、八月六日に至り驟雨あり。

同年八月赤痢大流行せり。

同年十月十四日暴風あり。

礮 石 明治二十八年(二、五五五年)三月四日午前九時四十五分火光一閃急いで中天を仰げば火箭の如き尾を曳き東南より西北に飛び三十秒の後大音響を發し大地揺ぐ、礮石か。

明治二十八年七月二十四日暴風雨。

同年八月二十二日暴風雨。

明治二十九年九月七日暴風雨。

大暴風雨 明治三十二年(二、五五九年)八月二十九日大暴風雨、此日晴天なりしが暴風雨となり人家の倒壊多く、中にも吹名四十戸の内十三戸倒壊し、樹木の挫折根倒れ無数にして中津上野神社の大棟多比大師ののぞき

松も根倒れとなり、倒家の為め圧死者二名（駒倉佐古喜代太、杉ノ木池田松三郎妻）負傷者三名を出だす。又ホソロ板碑挫折す、風の為に立石の挫折は未だ聞かざる所なり、如何に暴風なりしかを推知し得らる。

宮中より片岡侍従御差遣あらせられ、夫々御下賜金ありて被害者感涙に咽べり。

火 球 明治四十一年（二、五六八年）五月二十一日夕火球飛び空中に長く白雲を漲らす約四、五分の火大音響あり、恰も大砲を發するが如し。

同年七月三十一日午後九時西南より西北に飛ぶ、音響なし。

牛 疫 同年六月上旬香川県に貸牛せし岩坂西佐古友市七月上旬索き帰りたるに病氣に成り診察を受けし所七月二十七日牛疫と決定し大騒ぎとなり、県より防疫官として技師西田牧王以下七、八名入り込み防疫に努めしかど、岩坂桜正夫に蔓延、斃牛二、牛疫にて撲殺一二、疑牛五六撲殺し、知行名は釜谷へ平は錢瓶、冬はながれへ各畜牛を集団隔離し、十月二十三日漸く終熄せり。為に国庫は夥しく費用を要し、村民も亦労役と畜牛を失ひ大なる衝動を与ふ。（産業牛疫参照）

失 火 明治四十三年四月十三日倉尾学校林明治四十年植杉・ひのき二千本約四反歩焼失せり。原因は通行人のマツチのすりかず放棄と称す。（附録林業史参照）

彗 星 明治四十三年五月ハレー彗星出づ。（本章彗星の項参照）

降 雹 明治四十五年四月二十六日知行、山暮尾に降雹ありたれども被害なし。

大 水 大正元年（二、五七二年）九月二十一日同二十二日豪雨大水にて中津、吹にて人家流失十軒崩壊の為め半潰家屋、下影、野住、西ノ浦、尾越にて九軒道路大破損、橋梁流失高橋、杉の木橋、井内谷橋、つきおとし土橋、平川土橋、桑本谷橋、日浦橋、小西橋（向橋）、ヤナの橋（後の大正橋）及荒倉谷暗渠、冥加谷暗渠、稻妻橋

の十二橋を流失す。

大 旱 魃 大正二年（二、五七二年）大旱、此年六月十五日以来小雨二回ありしのみにてタイモト谷マガリの奥凡百間の間水涸れ尽し全くの磽确となり、飲料水に事缺くもの多し。茲を以て八月二日より三日間総雨乞をなし、猶又八月十七日より三日間総雨乞をなす、実に五十年來の大旱なりと（八月二十三日記す）

降 灰 大正三年（二、五七四年）一月十三日朝濛々として濃霞の如し。やがて草木の葉に灰懸る、蓋し一月十二日桜島噴火の火山灰なるべし。

同三年も昨年と同じく大旱にて、八月三日より三日間総雨乞、更に又八月十四日より三日間第二回総雨乞をなす。大正四年（二、五七五年）七月二十六日より二十八日まで総雨乞。

竹 枯 大正七年（二、五七八年）五月井内谷全村淡竹開花し実成り筍生ぜず、殆んど枯損す、救済の道なし、皆伐更新が唯一の救済法なり。

米 騒 動 同年八月米価高騰一石五十三円となり、諸所に米騒動起る。我村は平靜にして何等の騒擾なし。政府は井内谷村に対し米百石を限り一石五円の補助金を支出せらる。

陛下より我村に御救恤金九拾円余下賜せらる。同年八月三十日暴風雨家屋流失一戸、倒壊十六軒、道路の崩壊三八個所、復旧見積二千六百余円。

同年九月十四日大水露口谷にて藤本チカ（二七）溺死井内谷に流出、死骸遂に見当らず。

感冒 大流行 同年十月二十三日小学校児童一日に半数以上流行性感冒に罹り、十一月下旬まで猛烈に流行し人口四千五百中患者三千余、死者七十余を出だす、大正八年に入りても点点罹病四月に至りて止む。俗に之れをスベイン風と云ふ。

大正十二年九月十四日暴風雨平川橋流失。

同年八月より九月まで赤痢病大流行、患者四十三名、死者十四名を出だす。

大正十三年大旱七月十五日より二夜三日総雨乞、八月二日より同じく二夜三日総雨乞。

降 電 大正十四年八月三日降雹、西ノ浦（殊に宮田方面）段地に鶏卵大の降雹あり、作物に大被害を受く、其他野住・下影・駒倉・荒倉・知行にも梅の実大の降雹ありて所々煙草の葉を打ち貫きしも、多くは霰程度にして被害少なし。

同年九月十八日大雨桜渡土橋流失橋台破壊。

麻疹流行 大正十五年五月六日大麻疹流行す。

昭和二年（二、五八七年）大旱、七月二十四日より二十六日に至る三日間総雨乞。

旱 魘 昭和五年（二、五九〇年）降雨量少く飲料水缺乏し、安田名は三檜尾谷より竹百束以上の箕カシヒにて水を取るに至る。フモト山本兵治泉の水潤る。尚香川県高松栗林公園南湖水潤れ亀烈を生ずと、然るに稲作、煙草作は大豊作なり。昭和九年（二、五九四年）旱天打続き甘藷植付七分、煙草作成育悪しく旱害を受く、七月九日より十一日に至る二夜三日総雨乞をなす。七月十三日潤雨あり。

同年九月二十日暴風雨、平川橋、一の瀬橋、滝の宮橋、杉の木橋、段地橋流失。

山火事 昭和十五年（二、六〇〇年）五月十日釜谷字乳久保分割山山火事約三町歩。すぎ・ひのき・林（二十年生乃至三十年生）焼失損害二千六百円、原因粟を播く畑焼きの延焼なり。

昭和十七年（二、六〇二年）九月二十一日豪雨大水。中津にて元木正行倉庫、曾我部鍛冶二軒流失、損害一万五千円。

山火事 昭和二十年（二、六五〇年）四月二十九日水の口山火事、西祖谷山小松林（十五年生）約二町歩、損害二百円。井内谷杉林（四十五年生）約二反歩、損害二百円。其他木炭三百七十俵、木材等損害三千円、原因

人夫の焚火の不始末なるべし。

同年九月十七日夕方より十八日午前二時まで暴風雨。井内谷村倒壊家屋六七（内納屋八、乾燥室四四、牛舎九、居宅八）半壊八七、圧死者一、重傷一、橋梁流失桜渡上橋一。

吉野川大水、辻町前田一面湖水となり、前川鍛冶二階より船にて避難す、浸水家屋二百と称す、此れ兩三年前より山林濫伐の結果此大洪水の被害を受く恐るべし。

凶作 昭和二十一年（二、六〇六年）一月十四日毎日新聞（大阪）記事昨年産米三、九一六万石、四十二年目の凶作なり。前の凶作は明治三十八年なり。（飢饉参照）

地震 同二十一年十二月二十四日午前四時二十分大地震あり、時計止まり、電燈消ゆ、著者生れて初めて遭遇する大地震なり。翌二十二年三月まで余震続く、勝浦・郡賀・海部三郡は津浪伴ひ大被害を受く。

釜谷大崩壊 右の地震にて釜谷支流水源地俗称イナエ床の山裾崩壊を始め、濁水を流し、山麓爛れ二十二年四月に至るも水清まず、辻町全体飲料水に事缺乏、井戸水を利用す六月に至りて止む、井内谷森林会一顧も触れず。昭和二十二年（二、六〇七年）八月一日午前一時五分、同一時二十五分二回強震あり。

昭和二十二年八月以来旱天続き、降雨量平年の五割以下にして、加ふるに山林濫伐の趾地植林手入等を閑却し、谷水涸渇し、飲料水に事缺乏、夜は制電停電にて暗く不便此上なし。森林会の奮起を望む。（同年十一月二十八日所感）

汽車不通 昭和二十四年（二、六〇九年）七月三十一日豪雨、三庄・加茂両村大被害を受け、徳島線汽車不通となり、八月十七日・十八日目に始めて開通す、井内谷被害なし。

ルース台風

昭和二十六年十月十五日ルース台風、井内谷倒家多く、相当の被害あり。